

〔第30回学術集会 国際的・学際的なオンデマンド講義〕

家族法 親子関係に焦点をあてて

奈良大学文学部

床谷 文雄

家族法は、家族に関する法の体系である。明治時代にできた民法では、家族法の中心は、家の存在・存続であり、家の統率者である家長の権利義務、家長の承継である家督相続が大きな地位を占めていた。婚姻も家の継承にふさわしい男女の結びつきが想定され、親子関係も家の後継ぎとなる長男子と他の子どもとは法的違いがあった。昭和22(1947)年に改正された家族法は、家制度を廃止し、「個人の尊厳と両性の本質的平等」(日本国憲法24条)を柱とする法体系に変更された。男女の合意によって成立する婚姻とそこに生まれる子ども、その家庭において養育される子どもの生命、自由、幸福追求が重視されるべきものとされた。戦後の改正から75年が経過し、家族の実態の変化と価値観の多様化は、新しい家族の法的な問題を多く発生させている。ここでは、親子関係に焦点をあてて、家族法の問題のいくつかについて述べることにする。

現在の親子法では、婚姻から生まれる子(嫡出子)と婚姻以外で生まれる子(嫡出でない子)との法的地位をできるだけ等しくするべきであると考えている。かつて長くあった相続権における嫡出子と嫡出でない子との差別は、21世紀においては憲法違反であると断定され、民法から姿を消した。令和4(2022)年12月に成立した民法改正では、嫡出推定に関する規定が改正され、いわゆる無戸籍者問題に対する一つの対処がとられるとともに、親子関係の成立・否定のルールに大きな変更が加えられた。嫡出子についての嫡出否認の規則の変更では、子ども自身の父子関係の否認についての権利が承認され

るとともに、父子関係の法的安定にも力点が置かれた。また、嫡出でない子についての事実と反する認知の無効に関しても、それを主張できる者と期間の制限が置かれ、認知された子の法的地位の安定が図られた。

令和4年民法改正では児童虐待の防止のために、親権者の権利としての懲戒権を廃止し、未成年者の人格の尊重、成長発達に配慮すべきことが明確にされた。親権の喪失・停止制度の柔軟な活用にも期待が向けられている。

現在、離婚後の親権者に関して、現行法の単独親権制度から共同親権を選択できる制度に変更すべきかどうか法制審議会部会で審議が続けられている。親子関係と夫婦の離婚との関係に新しい枠組みを取り入れることができるか、離婚後の共同親権に関しては大いに意見が分かれている。

緊急下の妊娠に苦しむ女性と子どもを救済するために、「内密出産」の制度化が議論されている。内密出産は、現状では熊本市の病院で実践されているにとどまるが、妊婦が特定の人にだけ身元を明かしつつ、医療機関において匿名で出産し、母の氏名を明かさずに市区町村長が職権で子の戸籍を編製するものである。安全な出産と母子のケアを図るものであるが、子どもの「出自を知る権利」との関係が問題となっている。出自を知る権利は、特別養子、生殖補助医療の子どもでも議論されてきたが、解決されないまま、新しい局面を迎えている。これも、現代の親子法の重要な課題である。